

住宅用太陽光発電 システム設置費補助事業 補助金申請要領



平成19年度版

< 目 次 >

1	兵庫県住宅用太陽光発電システム設置費補助事業について	1頁
2	申請書等の提出先について	2頁
3	提出書類一覧	3頁
4	補助金の交付までの流れ	4頁
5	補助金交付申請の手続きについて	5頁
6	太陽光発電システムの設置について	7頁
7	補助事業実績報告書・補助金請求書の提出について	7頁
8	処分の制限	9頁
9	金融機関、クレジット会社等について	9頁
10	Q&A (よくある質問)	11頁

記入例 (申請時: 14頁~、実績報告等: 21頁~)

平成19年度兵庫県健康生活部補助金交付要綱等	27頁
様式第1号~第13号 (コピーしてお使い下さい。)	34頁
別紙1~8 (コピーしてお使い下さい。)	41頁
債権者登録新規(変更)申請書 (コピーしてお使い下さい。)	50頁

(ご注意)

この補助金は下記その他の条件を全て満たしている方が対象です。
(詳しくは本文をご覧ください。)

住宅用太陽光発電設備を設置するにあたって、

- 1 既築住宅 (新築住宅は対象外です。) に設置する方
- 2 金融機関等から融資 (クレジット払いを含む) を受ける方
- 3 申請時点で未設置であること。
- ・
- ・

兵 庫 県

(健康生活部 環境管理局 大気課 地球環境係)

1 兵庫県住宅用太陽光発電システム設置費補助事業について

(1) 目的

住宅用太陽光発電システム（以下、「発電システム」という。）の導入費用の一部を補助することにより、県内の太陽光発電設備の普及促進を図り、地球温暖化防止に資することを目的としています。

(2) 対象者等

申請は、兵庫県在住の個人の方又は集合住宅の管理組合に限ります。

市町などの公的機関の太陽光発電設備を対象とした補助制度や融資制度を利用する方も申請できます。

(3) その他の条件

申請時点で未設置の方に限ります。

発電システムは1kW以上のもので、新品に限ります。

既築住宅への設置に限ります。

自己の所有でない住宅の場合、所有者の承諾が必要です。

金融機関等から融資（無利息は不可）を受けた方が対象となります。

金融機関等にはクレジット会社を含み、融資はクレジット払いを含みます。

金融機関等とは次のとおりです。

- ・ 兵庫県の指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関、住宅金融公庫、兵庫県警察信用組合、神戸市職員信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、郵便局。
- ・ 社団法人日本クレジット産業協会の会員であるクレジット会社。
- ・ 社団法人生命保険協会の加盟会社である生命保険会社。
- ・ 社団法人日本損害保険協会の会員である損害保険会社。

融資を受けた額（発電システム以外の住宅リフォーム工事代金を含む。）が、発電システムの設置費用（設置工事代及び消費税含む。）を下回る場合、融資を受けた額が補助金の対象額となります。

(4) 補助額について

上限は10万円で計算式は下記のとおりです。

A	太陽電池の最大出力値	1kW未満は不可。小数点2桁未満を四捨五入
B	設置費用	補助対象工事分のみが対象（設置工事費を含む。）
C	融資等を受けた額	住宅リフォームで発電システムが含まれている場合は全額を記載。融資等はクレジット払いを含む。
D	補助対象額	B及びCの低い方の金額
E	1kWあたりの補助金額 （上限2万5千円）	$D \div A \times 0.04375$ （1円未満切捨） 2万5千円以上の場合は2万5千円
F	補助額（上限10万円）	$E \times A$ （千円未満切捨） 10万円以上の場合は10万円

(5) 募集期間・件数等

- ・ スケジュール等については、4頁をご覧ください。
- ・ 平成19年度の募集件数は400件（予算額4,000万円）です。
- ・ 応募申込みの受付は先着順（持参日及び郵送の場合は申請書が県に到着した日）で行いますが、持参日及び到着日で予算の範囲を超えた日をもって応募申込み受付を停止します。

なお、予算の範囲を超えた日の応募申込書については、抽選を行います。

2 申請書等の提出先について

申請書の種類	受付窓口	郵送の取り扱い
補助金交付申請書	大気課地球環境係（本庁） または 各県民局環境課	郵送による提出の場合、 大気課地球環境係に 書留、簡易書留または 配達記録郵便を用いて 送付してください。
実績報告書・補助金 請求書、その他	大気課地球環境係（本庁）	

あて先 〒650-8567（県庁専用番号。住所記載不要です。）

兵庫県 健康生活部 環境管理局 大気課 地球環境係

（持参なら... 神戸市中央区下山手通5-10-1 1号館2階）

電話 078-341-7711 内線3367 ファックス 078-362-3966

兵庫県のホームページ「兵庫の環境」（住宅用太陽光発電システム設置費
補助事業の募集について）

URL : <http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html>

交付申請書については下記県民局でも受け付けます。（持参のみ）

	受付県民局名（住所／電話番号）	管轄区域
1	神戸県民局 環境課 (078)361-8629 〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-1	神戸市
2	阪神南県民局 環境課 (06)6481-7641 〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8	尼崎市、西宮市、芦屋市
3	阪神北県民局 環境課 (0797)83-3101 〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、 猪名川町
4	東播磨県民局 環境課 (0794)21-1101 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
5	北播磨県民局 環境課 (0795)42-5111 〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	西脇市、三木市、小野市、加西市、 加東市、多可町
6	中播磨県民局 環境課 (0792)81-3001 〒670-0947 姫路市北条1-98	姫路市、神河町、市川町、福崎町
7	西播磨県民局 環境課 (0791)58-2100 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市 太子町、上郡町、佐用町
8	但馬県民局 環境課 (0796)23-1001 〒668-0025 豊岡市幸町7-11	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
9	丹波県民局 環境課 (0795)72-0500 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	篠山市、丹波市
10	淡路県民局 環境課 (0799)22-3541 〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	洲本市、南あわじ市、淡路市

3 提出書類一覧

	通し 番号	様式等	注	申請書類	留意事項	掲載 頁	記入 例	フィク
補助 金 交 付 申 請 P5 ~		様式1		補助金交付申請書	別紙1で計算した申請額を記載	34	14	
		-		住民票 (又は外国人登録証明書)	3ヶ月以内に発行されたもの	-	-	
		-		債権者登録新規(変更) 申請書	銀行口座の内容を記載。 振込先は申請者本人の口座に限 る。	50	15	
		-		長形3号の返信用封筒 (80円切手を貼付)	住所・宛名を記載してください。 長形3号 ... 12cm×23.5cm	-	-	
		別紙1		機器設置計画書	交付申請額を計算してください。	41	16	
		別紙2		設置前の写真	カラーで鮮明なものを添付	43	18	
		別紙3		住宅付近の案内図		44	19	
		別紙4		建物所有者の設置承諾書	建物が自己所有でない場合に添付 共有持分ありの場合は不要。	45	20	
実績 報 告 ・ 補 助 金 請 求 P7 ~		様式10		補助事業実績報告書	必ず期限内に提出してください。	38	21	
		別紙5		機器設置報告書	交付請求額を計算してください。	46	22	
		別紙6		機器納入証明書	設置業者に証明してもらってくだ さい。	47	23	
		別紙7		設置後の写真	カラーで鮮明なものを添付	48	24	
		別紙8		融資に関する証明書	金融機関等に証明してもらってくだ さい。	49	25	
		様式12		補助金請求書	別紙5で計算した額を記載	40	26	

注： 印の書類は、該当がある場合に提出してください。

4 補助金の交付までの流れ

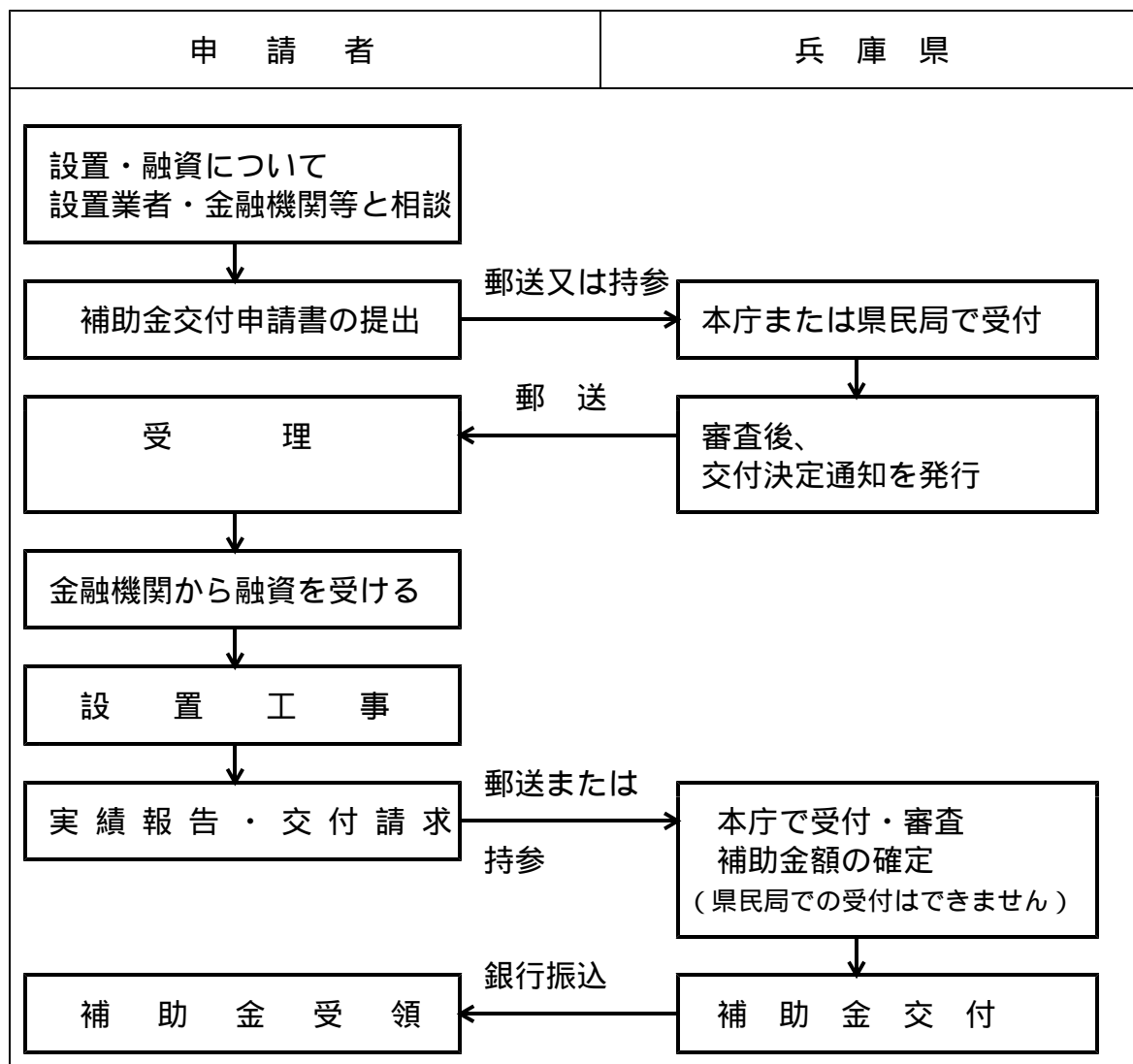
(1) 募集期間等

- ・ 応募申込みの受付は先着順（持参日及び郵送の場合は申請書が県に到着した日）で行いますが、持参日及び到着日で予算の範囲を超えた日をもって応募申込み受付を停止します。
 なお、予算の範囲を超えた日の応募申込書については、抽選を行います。

募集期間	交付決定通知	実績報告提出期限	補助金支払	募集件数
H19.4/16(月)～ H20.1/31(木)	受付日から 2ヵ月後程度	受付日から 3ヶ月後程度 1	H19年8月～H20年5月 (受付日から 4ヶ月後以降)	400件 2

- 1 実績報告・補助金交付請求書の提出期限は受付日によって異なりますので、交付決定通知でご確認下さい。
- 2 受付は先着順で行います。申込みされようとする時の募集件数については、ホームページ「兵庫の環境」でご確認いただくが、県大気課地球環境係へお電話にてお問合せ下さい。

(2) 申請者と県のやりとりの例



5 補助金交付申請の手続きについて

(1) 申請用紙の配布等

県のホームページ「兵庫の環境」からダウンロードして下さい。

URL : <http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html>

(ヤフー、グーグル等の検索エンジンで「住宅用太陽光発電システム 兵庫県の環境」などと打ち込んで検索できます。)

大気課地球環境係又は各県民局環境課で配布も行っています。

配布時間は午前9時から午後5時までです(12時から13時の間を除く)。

なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は配布しておりません。

郵送を希望される方は、その旨をご連絡ください。(無料で送付します。)

(2) 申請資格

申請は、兵庫県在住の個人の方又は集合住宅の管理組合に限ります。

市町等の補助制度や融資制度を利用する方も申請できます。

ただし、申請時点で既に太陽光発電設備を設置されている方は対象外です。

(3) 申し込み方法

申込受付期間

平成19年4月16日(月)～平成20年1月31日(木)

受付時間は午前9時から午後5時までです(12時から12時45分の間を除く)。

なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の受付は行いません。

応募申込みの受付は先着順(持参日及び郵送の場合は申請書が県に到着した日)で行いますが、持参日及び到着日で予算の範囲を超えた日をもって応募申込み受付を停止します。

なお、予算の範囲を超えた日の応募申込書については、抽選を行います。

郵送の場合は、書留、簡易書留又は配達記録により、かつ、上記期間内に県に到着したものを有効とします。

申し込み先(問い合わせ先)

申請書の種類	受付窓口	郵送の取り扱い
補助金交付申請書	大気課地球環境係(本庁) または 各県民局環境課	大気課地球環境係に 書留、簡易書留または 配達記録郵便で送付。

提出書類

(3頁の提出書類一覧もご覧ください。)

ア 補助金交付申請書

- ・ 申請は、兵庫県在住の個人の方に限ります。
- ・ 市町などの公的機関の太陽光発電設備を対象とした補助制度や融資制度を利用する方も申請できます。
- ・ 機器設置計画書(別紙1)で計算した申請額を記載してください。

イ 住民票(又は外国人登録済証明書)

証明書類は3か月以内のものを用意してください。

ウ 債権者登録新規（変更）申請書

- ・ 「兵庫県の指定金融機関等の名称等（9頁参照）」の金融機関の中から補助金の振り込みを希望する金融機関口座（申請者本人口座に限る）を記入してください。（郵便局不可）
- ・ 過去に県から振り込みにより講師謝金・旅費等を受け取ったことのある方は、その旨を申し出てくださるようお願いいたします。

エ 返信用封筒（長形3号...定形郵便で一番大きいサイズ）

- ・ 郵便番号、住所、氏名をご記入ください。氏名の下には「行」ではなく、「様」をご記入ください。
- ・ 80円切手を貼付しておいてください。

オ 機器設置計画書（別紙1）

- ・ 既に設置済の太陽光発電システムについては、補助金を申請することはできません。
- ・ 発電システムは1kw以上のもので、新品に限ります。
- ・ 補助金交付申請を行った後に金融機関等から融資（無利息は不可）を受け、その証明を得る必要がありますが、補助金交付申請時は融資を受ける予定の内容を記載してください。
- ・ 金融機関等にはクレジット会社を含み、融資はクレジット払いを含みません。
- ・ 金融機関等とは下記のとおりです（詳細は9頁参照）。
兵庫県の指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関、住宅金融公庫、兵庫県警察信用組合、神戸市職員信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、郵便局。
社団法人日本クレジット産業協会の会員であるクレジット会社
社団法人生命保険協会の加盟会社である生命保険会社
社団法人日本損害保険協会の会員である損害保険会社
- ・ なお、県下の市町やその他公的機関による太陽光発電設備を対象とした補助・融資制度を利用される方も兵庫県の補助金を申請できます。
- ・ 機器の設置予定額や融資予定額に基づき、申請額を計算してください。
- ・ 太陽光発電システムが含まれる住宅リフォーム工事のために融資を受ける場合は、リフォーム工事全体の全額を「融資を受けた額」の欄に記載してください。

カ 設置前の写真（別紙2）

- ・ 設置前の屋根及び住宅全体が写った写真（遠景）と設置予定場所がわかる写真（近景）を別紙2に貼り付けてください。写真の裏には氏名を記載しておいてください。

キ 住宅付近の案内図（別紙3）

- ・ 現地で機器の設置等について確認を行うことがありますので、わかりやすく作成してください。

ク 建物所有者の設置承諾書（別紙4）

- ・ 設置する住宅が自己所有でない場合は、建物所有者に設置承諾書について、記入・押印（実印）してもらってください。
- ・ 共有の場合で申請者が持分を有している場合は、提出は不要です。

6 太陽光発電システムの設置等

- (1) 補助金交付決定通知書に記載している期限内に実績報告を提出できるよう金融機関等から融資を受けて発電システムの設置を行ってください。
 - ・ 金融機関等にはクレジット会社を含み、融資はクレジット払いを含みます。
- (2) 融資を受けられた金融機関等に「融資に関する証明書」への記入・押印を依頼してください。
 - ・ 証明印は支店印等でも有効とします。
 - ・ 金融機関等とは下記のとおりです（詳細は9頁参照）。
 - 兵庫県の指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関、住宅金融公庫、兵庫県警察信用組合、神戸市職員信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、郵便局。
 - 社団法人日本クレジット産業協会の会員であるクレジット会社
 - 社団法人生命保険協会の会員である生命保険会社
 - 社団法人日本損害保険協会の会員である損害保険会社
- (3) 設置工事が終了しましたら、設置業者に対し「機器納入証明書」への記入・押印を依頼してください。

7 補助事業実績報告書・補助金請求書の提出について

- (1) 提出期限（必着）

補助金交付申請書の受付日によって提出期限は異なります。
提出期限は補助金交付決定通知に記載していますので、決定通知をご確認下さい。
補助金交付決定通知は提出期限の1ヵ月以上前に申請者宅に郵送されます。

受付時間は午前9時から午後5時までです（12時から12時45分の間を除く）。
なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の受け付けは行いません。

郵送の場合は、書留、簡易書留又は配達記録により、かつ、上記期間内に県に到達したものを有効とします。

上記期限後に到着したものについては、補助金の交付は行いませんので、あしからずご了承ください。

- (2) 提出先
各県民局環境課での受付は行いません。
大気課（本庁）に持参またはご郵送下さい。

申請書の種類	受付窓口	郵送の取り扱い
補助事業実績報告書 補助金請求書	大気課地球環境係（本庁）	書留、簡易書留または 配達記録郵便で送付。

- (3) 提出書類
（3頁の提出書類一覧もご覧ください。）
 - ア 補助事業実績報告書（様式第10号）
 - イ 機器設置報告書（別紙5）
 - ・ 補助金額の計算を行ってください。

ウ 機器納入証明書（別紙6）

- ・ 納入業者に証明してもらってください。

エ 設置後の写真（別紙7）

- ・ 別紙7に貼り付けてください。写真の裏には氏名を記載しておいてください。

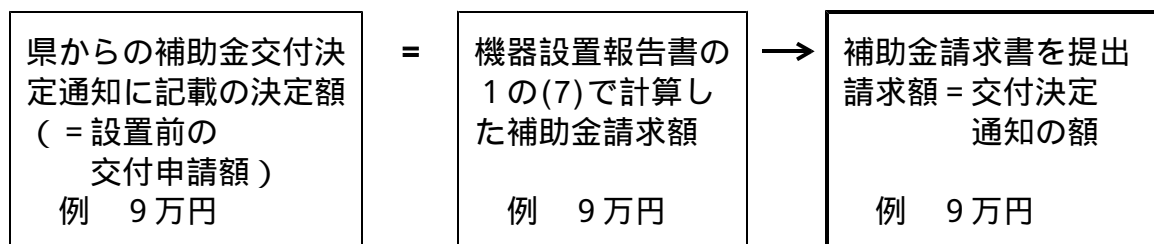
オ 融資に関する証明書（別紙8）

- ・ 金融機関等に証明してもらってください。

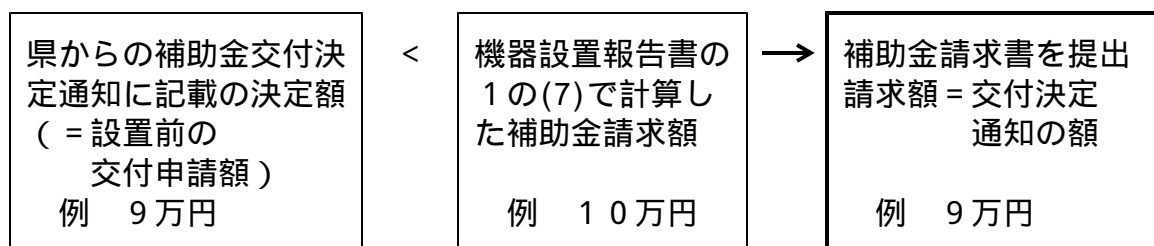
カ 補助金請求書

(4) 補助金請求額

当初の申請額と設置額が同じ場合は、当初の申請額（＝県の交付決定額）に基づいて補助金請求書を提出してください。

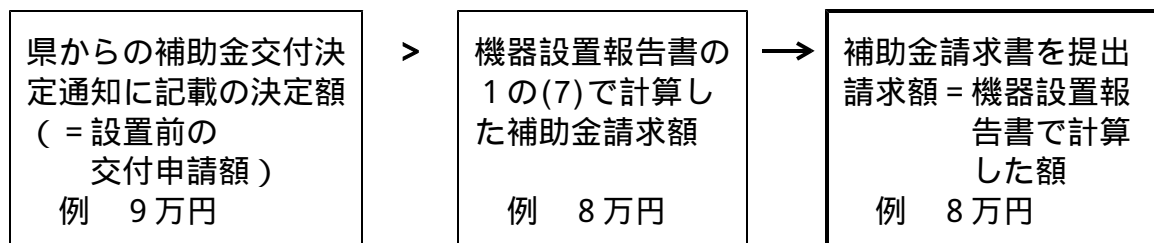


当初の申請額を設置額が上まわった場合、当初の申請額を超えて請求することはできません。当初の申請額（＝県の交付決定額）に基づいて補助金請求書を提出してください。



この場合、機器設置報告書の1の(7)には交付決定通知の額（例 9万円）を記入してください。

当初の申請額を設置額が下回った場合（値引きがあった時など）は、実際にかかった費用に基づき、補助金は交付されますので、機器設置報告書で計算した補助金請求額に基づいて補助金請求書を提出してください。



8 処分の制限

補助金の交付対象となった物件については、以下の制限が付されますので、ご注意ください。

(1) 制限内容

この補助金により取得した太陽光発電システムを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合は、事前に書面でもって県の承認を得る必要があります。

(2) 制限期間

設置後、15年間

9 金融機関、クレジット会社等について

(1) 兵庫県の指定金融機関等について

「兵庫県の指定金融機関等の名称等」(昭和39年4月1日、告示第332号の12)で指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関が示されています。

H18.12.20現在で下記のとおりです。

県内の金融機関の各店舗

普通銀行(三井住友・但馬・みなと・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・みずほコーポレート・京都・近畿大阪・池田・山陰合同・中国・広島・山口・阿波・百十四・伊予・四国・新生・関西アーバン・大正・トマト・徳島)

信託銀行(三菱UFJ・みずほ・中央三井・住友)

信用金庫(神戸・姫路・播州・兵庫・尼崎・日新・淡路・但馬・西兵庫・中兵庫・但陽・大阪・十三・鳥取・日生)

信用組合(富士・兵庫県医療・兵庫県・淡陽・兵庫ひまわり・近畿産業)

商工組合中央金庫

労働金庫(近畿)

兵庫県信用農業協同組合連合会

農業協同組合

兵庫県信用漁業協同組合連合会

県外の金融機関の各店舗

日本国内(三井住友)

東京都内(みなと・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・みずほコーポレート・池田・三菱UFJ信託・みずほ信託・中央三井信託・住友信託・新生(本店のみ))

大阪府内(但馬・みなと・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・みずほコーポレート・北陸・近畿大阪(本店のみ)・池田・三菱UFJ信託・みずほ信託・中央三井信託・住友信託・新生)

山口県内(山口)

徳島県内(阿波)

香川県内(百十四)

愛媛県内(伊予)

高知県内(四国)

(2) クレジット会社について

社団法人日本クレジット産業協会会員のクレジット会社は同協会のホームページで公開されています。同ホームページによると、平成19年3月現在で、正会員団体16団体、正会員企業135会員、事業会員630会員となっています。

正会員企業の例

(株)ジャックス、(株)オリエントコーポレーション、(株)セントラルファイナンス、(株)シャープファイナンス、三菱電機クレジット(株)、(株)クォーク、(株)アプラス等
(その他企業や最新状況については、県(大気課)にご確認いただくか日本クレジット産業協会のホームページをご覧ください。)

- ・ 日本クレジット産業協会URL <http://www.jccia.or.jp>

(3) 生命保険会社について

社団法人生命保険協会に加盟している生命保険会社は同協会のホームページで公開されています。

同協会ホームページによると平成18年4月現在で、加盟会社は下記の38社となっています。

- ・ 生命保険協会URL <http://www.seiho.or.jp/about/company.html>

加盟会社

アイエヌジー生命保険(株)、あいおい生命保険(株)、アクサ生命保険(株)、朝日生命保険相互会社、アメリカンファミリー生命保険会社、アリコ・ジャパン、ウインタートウル・スイス生命保険(株)、A I Gエジソン生命保険(株)、エイアイジー・スター生命保険(株)、オリックス生命保険(株)、カーディフ・アシュアランス・ヴィ、共栄火災しんらい生命保険(株)、ジブラルタ生命保険(株)、住友生命保険相互会社、ソニー生命保険(株)、損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険(株)、損保ジャパンひまわり生命保険(株)、第一生命保険相互会社、大同生命保険(株)、太陽生命保険(株)、チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド、T&Dフィナンシャル生命保険(株)、東京海上日動あんしん生命保険(株)、東京海上日動フィナンシャル生命保険(株)、日本興亜生命保険(株)、日本生命保険相互会社、ハートフォード生命保険(株)、ピーシーエー生命保険(株)、富国生命保険相互会社、富士生命保険(株)、プルデンシャル生命保険(株)、マスミューチュアル生命保険(株)、マニユライフ生命保険(株)、三井生命保険(株)、三井住友海上きらめき生命保険(株)、三井住友海上メットライフ生命保険(株)、明治安田生命保険相互会社、大和生命保険(株)

(4) 損害保険会社について

社団法人日本損害保険協会の会員である損害保険会社は同協会のホームページで公開されています。

同協会ホームページによると平成18年4月現在で、会員会社は下記の22社となっています。

- ・ 損害保険協会URL <http://www.sonpo.or.jp/about/index.html>

会員会社

あいおい損害保険(株)、朝日火災海上保険(株)、共栄火災海上保険(株)、ジェイアイ傷害火災保険(株)、スミセイ損害保険(株)、セコム損害保険(株)、セゾン自動車火災保険(株)、ソニー損害保険(株)、(株)損害保険ジャパン、そんぽ24損害保険(株)、大同火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、トーア再保険(株)、日新火災海上保険(株)、ニッセイ同和損害保険(株)、日本興亜損害保険(株)、日本地震再保険(株)、日立キャピタル損害保険(株)、富士火災海上保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、三井ダイレクト損害保険(株)、明治安田損害保険(株)

(5) その他金融機関について

上記(1)～(4)以外の金融機関は、住宅金融公庫、兵庫県警察信用組合、神戸市職員信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、郵便局です。

10 Q & A (よくある質問)

Q1 他市の補助と県の補助の両方を受けたいのですが、可能ですか。

A1 県の補助は、他の補助を受ける方も受けることができます。

ただし、申請時点では未設置が条件ですので、他の制度の利用の時期等についてはご注意ください。

Q2 お金を借りずに自己資金で既築住宅に太陽光発電設備を設置しようと考えていますが、県の補助の対象となりますか。

A2 対象になりません。既築住宅で、かつ、金融機関等から融資（クレジット払いを含む）を受けていることが条件です。

Q3 クレジットで分割払（利息なし）を行うつもりですが、補助の対象となりますか。

A3 利息額がない場合は、補助の対象になりません。

Q4 設置費用の一部について融資を受けますが、設置費用全体が補助の対象になるのでしょうか。

A4 融資を受けた額と設置費用（工事代含む）の低い方が補助金の対象額となりますので、この場合、融資を受けた額の方が算出の基礎になります。

Q5 太陽光発電設備の設置も含めたりリフォーム工事を行うために融資を受けます。太陽光発電設備分の融資額が分離できませんが、どうしたらいいですか。

A5 融資額については、リフォーム工事全体に関するものが、補助金算定上の対象となります。

（ただし、融資額と太陽光発電設備の費用の低い方の額が算定の基礎となります。）

Q6 時期は未定ですが、太陽光発電設備を設置しようと思っています。とりあえず申請だけしておくことはできるのでしょうか。

A6 申請の際には、機器のkW数や設置にかかる予定金額、金融機関等からの融資予定額等がないと交付申請額が計算できません。

したがって、申請前に設置内容や融資を受ける額等について設置業者や金融機関等と相談しておく必要があります。

Q7 申請時は未設置に限るとのことですが、工事や融資の契約はしていても構わないのでしょうか。

A7 申請時に契約されているかどうかは、補助金申請と直接の関係はありません。ただし、工事日については申請等で影響がありますので、ご注意ください。

Q8 融資を受けたり、工事をしたりするのは、いつからできますか。

A8 申請時に未設置であることが補助金交付の条件ですので、工事の着手は申請日の翌日以降に行ってください。

金融機関等から融資を受ける日については、申請日前でも問題ありません。

- Q9 今住んでいる戸建住宅は妻の名義となっていますが、建物所有者の設置承諾書は必要でしょうか。**
- A9 同居している家族（妻、親）であっても、建物所有者の名義が申請者でない場合、建物所有者の設置承諾書が必要です。
ただし、申請者が共有の持分を有している場合、建物所有者の設置承諾書は必要ありません。
- Q10 分譲マンションに住んでいます。共用部の電灯などのために太陽光発電設備を設置したいのですが...**
- A10 管理組合として設置することは可能です。ご相談ください。
なお、補助金額は10万円が上限です。
- Q11 借家の戸建住宅に住んでいます。申請できるのでしょうか。**
- A11 建物所有者全員から承諾書（別紙4）及び印鑑証明書をもらえば、申請できます。
- Q12 借家のオーナーです。自分の所有している借家（既築）に太陽光発電設備を設置して新たな賃借人を募集したいのですが、県の補助の対象になるのでしょうか。**
- A12 自ら居住する住宅が補助対象となりますので、この場合は対象となりません。
- Q13 既に太陽光発電設備を設置していますが、このたび増設を考えています。県の補助の対象になるのでしょうか。**
- A13 1kw以上の増設の場合は、県の補助の対象となります。
- Q14 2kw（200万円）の発電システムを全額融資を受けて設置しようと考えていますが、補助金額はどうなりますか。**
- A14 計算式 $2,000,000 \div 2 \times 0.04375 = 43,750$ 25,000円に切り下げ。
 $25,000 \text{円} \times 2 \text{kw} = 50,000 \text{円} \dots$ 補助金額
1kwあたり2万5千円の上限がありますので、ご注意ください。
- Q15 屋根が傷んでおり、補修しないと太陽光発電設備を設置できません。屋根の補修費も補助の対象になるのでしょうか。**
- A15 補助の対象にはなりません。機器納入証明書（別紙6）には、補助対象となる工事代のみ記載してください。
- Q16 申請書を提出した後に、新製品が販売され、そちらをつけたいと考えています。費用が高くなりますが、補助金は多くもらえるのでしょうか。**
- A16 交付額は当初の申請書に記載された額が上限となります。
（費用が高くなっても、交付額は増えません。）
なお、工事内容が同じでも費用が安くなった場合は、実際にかかった費用に基づき補助金は交付されます。
- Q17 補助金の申請額を計算したら、利息の予定額よりも高くなりましたが、これでもいいのでしょうか。**
- A17 利息がない場合は、補助金を申請することはできませんが、利息がある場合、その額については県の補助金額と関係はありません。

Q18 先着順で受付を行うとのことですが、残りの募集件数の確認方法を教えてください。

A18 募集件数については、ホームページ「兵庫の環境」で適宜公表しますのでホームページをご確認下さい。

または、県大気課地球環境係までお電話にてお問合せ下さい。

Q19 来年度もこの補助事業はあるのでしょうか。

A19 平成18年度から平成22年度まで実施予定ですが、毎年予算を計上する必要がありますので、平成20年度の実施について決定するのは平成20年3月頃となります。以後も同様です。(途中の年度で打ち切りになることがあります。)

Q20 住宅の屋根が傷んでいるため、同じ敷地内の車庫または倉庫の屋根の上に設置しようと思いますが、補助の対象になるのでしょうか。

A20 発電した電気を住宅で使用する場合は、補助の対象になります。

しかし、発電した電気で倉庫内で農機具等の機械を使用する場合は、補助の対象にはなりません。

< 記入例（申請時） >

様式第1号（第3条関係）

補助金交付申請書

平成 19 年 6 月 1 日

兵庫県知事様

申請者）住所 神戸市中央区下山手通5-10-1

氏名 兵庫 太郎 印

（電話番号 078-341-7711）

（ファックス番号 078-362-3966）

別紙1の1(7)の額を記載

平成19年度において、住宅用太陽光発電資金補助事業を下記のとおり実施したいので、補助金 100,000 円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容

- (1) 発電システムの設置予定場所 申請者住所と同じ
(2) 発電システムの内容その他 機器設置計画書（別紙1）のとおり

- 2 事業（設置工事）の着手予定年月日 平成 19 年 7 月 11 日
事業（設置に伴う引き渡し）の完了予定年月日 平成 19 年 7 月 15 日

3 添付書類

- (1) 住民票（又は外国人登録済証明書）（3ヶ月以内のもの）
(2) 債権者登録（新規・変更）申請書
(3) 機器設置計画書（別紙1）
(4) 設置前の写真（別紙2）
(5) 住宅付近の案内図（別紙3）
(6) 建物所有者の設置承諾書（借家の場合）（別紙4）

* この申請書は、県の機関の1ヵ所に提出していただければ結構です。

債権者登録（新規・変更）申請書

(フリカ`ナ) 住 所	コウベシ チュウオウク シモヤマテトオリ		
	神戸市中央区下山手通5 - 10 - 1		
(フリカ`ナ) 氏名又は法人名	ヒョウゴ タロウ 兵庫 太郎		
郵便番号	〒650-8567	電話番号(代表)	078-341-7711
受領方法	. 口座振替払 3. 隔地(送金)払 4. 隔地(郵便振替払出証書)払 該当を で囲む		
(フリカ`ナ) 金融機関名 (払渡店)	ミツイスミトモ 三井住友銀行 (金庫)	マルマル 支店 (注、郵便局不可)	受領方法が2及び3のとき記入 (注3)
預金種別	. 普通・総合 2. 当座 4. 貯蓄 9. その他() 該当を で囲む		
支店番号	123	口座番号	1234567
(フリカ`ナ) 口座名義人	ヒョウゴ タロウ 兵庫 太郎(注、申請者本人に限る)		受領方法が2のとき記入
(フリカ`ナ) 前金払専用 金融機関名 [工事請負]	記入不要 銀行 記入不要 支店 (金庫)		
備考	上記のとおり申請します。 平成19年 7月 1日 兵庫県知事 様 住所 神戸市中央区下山手通5 - 10 - 1 氏名又は法人名等 兵庫 太郎		

(注意事項)

- この登録はコンピューターシステムに使用するもので、皆様により迅速かつ正確に支払が行えるよう、県に対する債権者(予定者)として必要事項をあらかじめ申し出ていただくものです。
なお、「電話番号(代表)」が債権者コードとして登録されますので、見積書又は請求書等を提出される場合は、「電話番号(代表)」を記入していただくようお願いします。
- 申請書の内容に変更が生じた場合は、変更申請書を提出してください。
- 受領方法が3. 隔地(送金)払にときは、三井住友銀行、但馬銀行及びみなと銀行のうちいずれか一行を記入してください。(支店名の記入は必要ありません。)
なお、三井住友銀行は全国の本支店、但馬銀行及びみなと銀行は兵庫県内本支店で受領できます。

(A4縦長)

2 太陽光発電システムの設置予定内容

	対象システムの項目	内 容
(1)	太陽電池の製造者名	(株)
(2)	太陽電池の公称最大出力と枚数、 最大出力（小数点2桁未満四捨五入） （最大出力1kW未満は補助対象外）	$200 \text{ W} \times 20 \text{ 枚} = \underline{4.00} \text{ kW}$ $120 \text{ W} \times 2 \text{ 枚} = \underline{0.24} \text{ kW}$ 合 計 $\underline{4.24} \text{ kW}$

3 太陽光発電システムの工事費の内訳

	補助対象となる工事費の内訳等 3	金額(見積書の内訳書の添付でも可)	備 考
(1)	太陽電池モジュール	2,100,000	
(2)	架 台	100,000	
(3)	接続箱	100,000	
(4)	直流側開閉器	100,000	
(5)	インバーター 保護装置	100,000	
(6)	発生電力量計	100,000	
(7)	余剰電力販売用電力量計	100,000	
(8)	配線・配線器具の購入・据付	100,000	
(9)	工事に関する経費	200,000	
(10)	小 計	3,000,000	
(11)	消 費 税	150,000	
(12)	合 計	3,150,000	

- 3 上記の設備以外の設備（ソーラー給湯システム等）及び屋根の補修等、発電システム設置工事に直接関係しない経費は対象外。
また、竣工試験立会費、申請手続き費等の経費についても対象外。

設置前の写真

- 1 設置前の住宅全体が写っているもの（設置前の屋根等の状態がわかるように撮影）

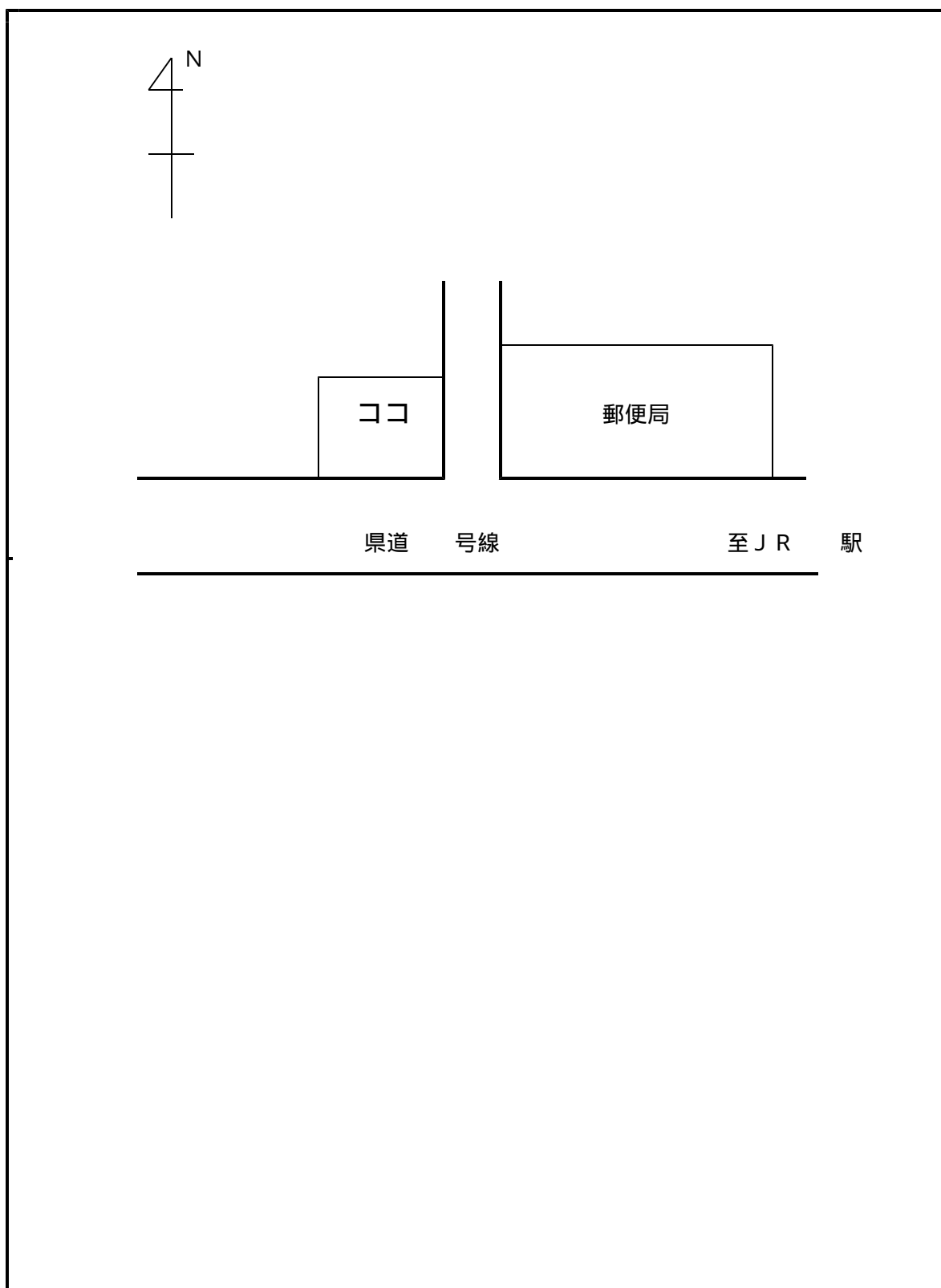
遠景の写真を貼付
（裏に申請者氏名を記入）

- 2 設置予定場所（屋根等）が写っているもの（設置予定場所がわかるように撮影）

近景の写真を貼付
（裏に申請者氏名を記入）

わかりにくい場合は、別角度の写真もあわせて裏面に添付してください。

住宅付近の案内図



なるべく住宅地図を利用してください。
(スペースが足りない場合は別紙や裏面使用可。)
公共施設、商店等、目印になる施設も案内図に書き込んでください。

設置する建物が自己所有でない場合、提出

別紙 4

建物所有者の設置承諾書 (兵庫県住宅用太陽光発電資金補助事業用)

兵庫県知事様

下記賃借人に賃貸している家屋に賃借人が自らの負担及び兵庫県の補助金により住宅用太陽光発電設備を設置することを承諾します。

記

- 1 賃借人の氏名 **兵庫 太郎**
- 2 賃借させている物件の所在 **神戸市中央区下山手通 5 - 10 - 1**
- 3 物件の種類

戸建住宅・集合住宅（どちらかを で囲んでください）
該当する方を で囲む。

平成 **19**年 **5**月 **30**日

(賃借人) 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

神戸市中央区中山手通 6 - 1 - 1

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

有限会社 ひょうご賃貸センター (社) (実印)

電話番号 (**078**) **123 - 4567**

(法人の場合、担当者名 **神戸 次郎**)

実印で押印してください。

< 記入例（実績報告・請求時） >

様式第10号（第11条関係）

補助事業実績報告書

平成 19 年 8 月 1 日

兵庫県知事様

（申請者）住所 神戸市中央区下山手通5-10-1

氏名 兵庫 太郎 印

県からの交付決定通知書を見て日付と番号を転記する。

平成 19 年 6 月 29 日付大気第 9901 号で交付決定のあった平成18年度住宅用太陽光発電資金補助事業を下記のとおり実施したので、補助金交付要綱第11条の規定によりその実績を報告します。

記

1 事業の内容

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 発電システムの設置場所 | 申請者住所と同じ |
| (2) 発電システムの内容その他 | 機器設置報告書（別紙5）のとおり |

（平成 19 年 7 月 11 日）

2 事業（設置工事）の着手年月日

平成 19 年 7 月 12 日

（平成 19 年 7 月 15 日）

事業（設置に伴う引き渡し）の完了年月日

平成 19 年 7 月 16 日

（注）申請内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

3 添付書類

- (1) 機器設置報告書（別紙5）
- (2) 機器納入証明書（別紙6）
- (3) 設置後の写真（別紙7）
- (4) 融資に関する証明書（別紙8）

機器設置報告書

(兵庫県住宅用太陽光発電資金補助事業用)

兵庫県知事 様

(申請者) 氏名 兵庫 太郎

下記のとおり自宅に太陽光発電システムを設置したことを報告します。

記

1 事業の実施状況

項目	記入欄	注 意 点
(1) 発電システムの設置場所	屋根上	(記入例 ... 屋根上)
(2) 太陽電池の最大出力値	4.24 kW	機器納入証明書(別紙6)の値を記載 小数点2桁未満を四捨五入
(3) 設置工事費額	3,150,000 円	機器納入証明書(別紙6)の値を記載 補助対象工事分のみが対象
(4) 融資等を受けた額	2,400,000 円	1、 2
(5) 補助対象額	2,400,000 円	(3)及び(4)の低い方の金額を記載
(6) 1 kWあたりの補助金額(上限2.5万円)	24,764 円	$(5) \div (2) \times 0.04375$ (1円未満切捨) 2.5万円以上の場合は25,000円と記入
(7) 補助金交付請求額(上限10万円)	100,000 円	$(6) \times (2)$ (千円未満切捨) 10万円以上の場合は100,000円と記入。 ・ $(6) \times (2) >$ 交付決定通知の額の場合 交付決定通知の額を記入。 ・ $(6) \times (2) <$ 交付決定通知の額の場合 $(6) \times (2)$ の額を記入。
(8) 融資等を受けた金融機関等の名称	融資に関する証明書(別紙8)のとおり。	融資等にはクレジット払い、金融機関等にはクレジット会社を含む。
(9) 利息額又は利率		無利子は補助の対象外

- 1 発電システムも含めた住宅リフォーム等全体について融資を受けた場合は、融資の総額を記載してください。
- 2 補助対象となる設置工事費の全額について融資を受けていない場合、融資を受けている金額分だけが補助対象となります。

機器納入証明書

(兵庫県住宅用太陽光発電資金補助事業用)

兵庫県知事 様

下記のとおり住宅用太陽光発電システムを納入し、据付工事を完了したことを証明します。

記

1 納入の相手 住所 **神戸市中央区下山手通5-10-1**

氏名 **兵庫 太郎 (注、申請者)**

2 引き渡し日 平成 **19**年**7**月**16**日

3 太陽光発電システムの設置内容

	対象システムの項目	内 容
(1)	太陽電池モジュールの形式名	
(2)	太陽電池の製造者名	(株)
(3)	太陽電池の公称最大出力と枚数、最大出力 (最大出力は小数点2桁未満四捨五入)	200 W × 20枚 = 4.00 kW
		120 W × 2枚 = 0.24 kW
		合 計 4.24 kW

4 太陽光発電システムの工事費の内訳

	補助対象となる工事費の内訳等	金 額	備 考
(1)	太陽電池モジュール	2,100,000	
(2)	架 台	100,000	
(3)	接続箱	100,000	
(4)	直流側開閉器	100,000	
(5)	インバーター保護装置	100,000	
(6)	発生電力量計	100,000	
(7)	余剰電力販売用電力量計	100,000	
(8)	配線・配線器具の購入・据付	100,000	
(9)	工事に関する経費	200,000	
(10)	小 計	3,000,000	
(11)	消費 税	150,000	
(12)	合 計	3,150,000	

見積書の内訳書の添付は不可です。

平成 **19**年**7**月**31**日

(納入設置業者) 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

神戸市中央区下山手通7-7-7

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

株式会社ひょうごソーラー

代表取締役 斉藤 四郎 法人

電話番号 (**078**) **345-6789** 担当者名 **松井 英喜**

ファックス番号 (**078**) **234-5678**

設置後の写真

- 1 設置後の住宅全体と太陽電池モジュールが写っているもの（遠景）

遠景の写真を貼付

（裏に申請者氏名を記入）

- 2 太陽電池モジュールの枚数がわかるように写っているもの（近景）

近景の写真を貼付

（裏に申請者氏名を記入）

太陽電池モジュールの枚数が1枚で確認できない場合は、角度を変えた写真も裏面に添付するか、枚数がわかる図面を添付してください。

融資に関する証明書

(兵庫県住宅用太陽光発電資金補助事業用)

兵庫県知事 様

下記のとおり貸主は借主に対して金銭貸借契約(クレジット契約を含む。以下同じ。)を締結し融資(クレジットによる支払を含む。以下同じ。)を行っていることを証明いたします。

なお、貸主は、兵庫県の指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関、住宅金融公庫、兵庫県警察信用組合、神戸市職員信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、郵便局、社団法人日本クレジット産業協会会員であるクレジット会社、社団法人生命保険協会の加盟会社である生命保険会社、又は社団法人日本損害保険協会会員である損害保険会社です。(注)

記

- 1 契約の相手方 (借主) 住所 **神戸市中央区下山手通5-10-1**
氏名 **兵庫 太郎 (注、申請者)**
- 2 契約日 平成 **19** 年 **7** 月 **1** 日
- 3 貸借目的 借主が既築住宅に太陽光発電設備を設置するため(住宅リフォーム工事の一部である場合も含む。)
- 4 貸借条件 期 間 平成 **19** 年 **7** 月 **31** 日から平成 **23** 年 **7** 月 **31** 日まで
(注、最初の返済日) (注、最終の返済日)
融資金額 **¥2,400,000 -**
融資条件 **利率：年2%**

利息額又は利率等を記載してください(無利子は補助の対象外です。)

平成 **19** 年 **7** 月 **31** 日

(貸主) 主たる事務所の所在地

神戸市中央区下山手通9-9-9

法人並びに支店・営業所等の名称及び

支店・営業所等の代表者の氏名

銀行××支店

支店

(連絡先) 担当する部署(課・係等)

名 称 **個人融資部**

電話番号 (**078**) **234-5678** (担当者名 **鈴木 一郎**)

(注) 上記金融機関等以外からの融資は補助の対象外となります。

補助金請求書

交付決定額を記載。

別紙5の1(7)で計算した額の方が低い場合は、
別紙5の1(7)の額を記入。

金 100,000 円也 (注、漢数字不可!)

ただし、平成19年度住宅用太陽光発電資金補助事業補助金

補助金交付決定額		円(概算払のとき)
補助金確定額	100,000	円(精算払のとき)
既受領額		円
今回請求額	100,000	円

<根拠>	補助金交付決定通知	(第 平成 年 月 日 号)	(概算払のとき)
	補助金交付決定変更通知	(第 平成 年 月 日 号)	(概算払のとき)
	補助金確定通知	(第 平成 年 月 日 号)	(精算払のとき)

(注、記入しないで下さい)

上記のとおり、補助金を精算払いによって交付されたく、平成18年度補助金交付要綱第14条第1項の規定により請求します。

平成 年 月 日

(注、記入しないで下さい)

兵庫県知事様

(申請者)住所 神戸市中央区下山手通5-10-1

氏名 兵庫 太郎 印

平成19年度兵庫県健康生活部補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 県は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入にかかる税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

1 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式14により速やかに知事に報告しなければならない。

2 なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を、県知事の返還命令を受けて当該金額を県に返還させることがある。

2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

3 知事は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 前条第3項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第6条 知事は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は補助金交付決

定内容変更承認申請書（様式第3号）を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 1 補助事業に要する経費の配分の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）
- 2 補助事業の内容の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）
- 3 補助事業の中止又は廃止

2 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第8条 補助事業者は、第4条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第7号）及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、第4条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第9条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、知事が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第9号）を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

（補助事業の完了の届出）

第10条 知事は、補助事業者が補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）又は第4条の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（様式第10号）及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

（是正命令等）

第12条 知事は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第11条の規定に従って実績報告をしなければならない。

（額の確定）

第13条 知事は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知するもの

とする。

- 2 知事は、確定した補助金の額が、交付決定額（第8条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第14条 知事は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第12号）により補助金を交付する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することができる。

（交付決定の取消し）

第15条 知事は、補助事業者又は、補助金を直接若しくは間接にその財源の全部若しくは一部とする給付金（以下「間接補助金」という。）の交付の対象となる事務若しくは事業（以下「間接補助事業」という。）を行う者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1 この要綱の規定に違反したとき。
 - 2 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
 - 3 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - 4 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- 2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 知事は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 知事は、第13条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定め

る処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、知事の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第20条 知事は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

- 2 前項の規定により、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年兵庫県条例第14号)及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年兵庫県規則第58号)の例による。

(補 則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

- 2 知事及び補助事業者は、補助金の交付等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

別表（第2条関係）

補助事業名	住宅用太陽光発電資金補助事業
補助事業の目的	住宅用太陽光発電システム（以下、「発電システム」という。）の導入費用の一部を補助することにより、県内の太陽光発電設備の普及促進を図り、地球温暖化防止に資することを目的とする。
用語の定義	<p>(1) この別表における「発電システム」とは、次のとおりとする。</p> <p>ア 既築住宅（所有権保存登記が完了しているもので、県内に所在するものに限る。住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下同じ。）への設置に適した低圧配電線と逆流有りで連系し、かつ、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1キロワット以上であるもの</p> <p>イ 未使用のもの</p> <p>ウ 電力会社と電灯契約及び余剰電力の売電契約を締結できるもの</p> <p>(2) この別表における「金融機関等」とは、次のとおりとする。</p> <p>ア 兵庫県の指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関、住宅金融公庫、兵庫県警察信用組合、神戸市職員信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、郵便局</p> <p>イ 社団法人日本クレジット産業協会の会員であるクレジット会社</p> <p>ウ 社団法人生命保険協会の加盟会社である生命保険会社</p> <p>エ 社団法人日本損害保険協会の会員である損害保険会社</p> <p>(3) この別表における「融資」とは、クレジット払いを含み有利子に限るものとする。</p>
交付申請対象者	<p>補助金の交付申請を行うことができる者は以下の条件を全て満たしている県民とする。</p> <p>(1) 自らが居住するための既築住宅に金融機関等から融資を受けて発電システムを設置しようとする者。</p> <p>(2) 発電システムは未設置であること。</p> <p>(3) 当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の設置承諾書を提出できる者。</p>

補助事業の対象となる経費	発電システムを設置するための経費で下記に定めるもの。 太陽電池モジュール、 架台、 接続箱、 直流側開閉器、 インバーター、 保護装置、 発生電力量計、 余剰電力販売用電力量計、 配線・配線器具の購入・据付、 工事に要する経費
補助金請求対象者	補助金を請求できる者は、以下の条件を全て満たしている県民とする。 (1) 県から交付決定を受けた者。 (2) 金融機関等から融資を受けて発電システムの設置を完了させた者。
補助率	4.375%
補助金の額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じて得られた額 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) ただし、太陽光電池モジュールの最大出力(日本工業規格等に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力)のうち、1kWあたり2万5千円を上限とし、全体で10万円を上限とする(kW数に端数がある場合は、小数点以下2桁未満を四捨五入して計算する。)
適用除外する条項	第21条第2項

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 住民票 (又は外国人登録済証明書) (3ヶ月以内のもの) 2 機器設置計画書 (別紙 1) 3 設置前の写真 (別紙 2) 4 住宅付近の案内図 (別紙 3) 5 建物所有者の設置承諾書 (借家の場合) (別紙 4)
	(指定期日) 別に指定する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) _____
	(軽微な事業内容の変更) _____
第 8 条第 1 項	(添付書類) _____
	(指定期日) 別に定める日
第 9 条第 1 項	(報告事項) 別に定める事項
第 1 1 条	(添付書類) 1 機器設置報告書 (別紙 5) 2 機器納入証明書 (別紙 6) 3 設置後の写真 (別紙 7) 4 融資に関する証明書 (別紙 8)
	(指定期日) 別に定める日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) 15年間とする

補助金交付申請書

平成__年__月__日

兵庫県知事様

(申請者)住所_____

氏名_____印

(電話番号 - -)

(ファックス番号 - -)

平成19年度において、住宅用太陽光発電資金補助事業を下記のとおり実施したいので、補助金_____, 000円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容

- (1) 発電システムの設置予定場所 申請者住所と同じ
- (2) 発電システムの内容その他 機器設置計画書(別紙1)のとおり

2 事業(設置工事)の着手予定年月日 平成__年__月__日

事業(設置に伴う引き渡し)の完了予定年月日 平成__年__月__日

3 添付書類

- (1) 住民票(又は外国人登録済証明書)(3ヶ月以内のもの)
- (2) 債権者登録(新規・変更)申請書
- (3) 機器設置計画書(別紙1)
- (4) 設置前の写真(別紙2)
- (5) 住宅付近の案内図(別紙3)
- (6) 建物所有者の設置承諾書(借家の場合)(別紙4)

補助金交付決定通知書

大気第 号

平成 年 月 日

(補助事業者名) 様

兵庫県知事 井戸敏三 印

平成 年 月 日付で申請のあった事業補助金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は住宅用太陽光発電資金補助事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 この事業は、平成 年 月 日までに完了しなければならない。

この事業の完了とは、金融機関等から融資を受け、住宅に太陽光発電システムを設置し、補助事業実績報告書及び補助金請求書を県に提出することである。

補助事業中止承認申請書

平成__年__月__日

兵庫県知事様

(申請者)住所_____

氏名_____印

平成__年__月__日付大気第_____号をもって交付決定のあった平成19年度住宅用太陽光発電資金補助事業について次のとおり中止したいので、承認願いたく補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 中止の理由

2 廃止予定年月日 平成__年__月__日

中止予定期間 平成__年__月__日から平成__年__月__日まで

補助事業中止承認通知書

大気第 号

平成 年 月 日

(補助事業者名) 様

兵庫県知事 井戸敏三 印

平成 年 月 日付で中止申請のあった平成19年度住宅用太陽光発電資金補助事業補助金については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

平成 年 月 日付で申請のあった事業は、補助事業中止承認申請書に記載のとおり中止する。

補助事業実績報告書

平成__年__月__日

兵庫県知事様

(申請者)住所_____

氏名_____印

平成__年__月__日付大気第_____号で交付決定のあった平成19年度住宅用太陽光発電資金補助事業を下記のとおり実施したので、補助金交付要綱第11条の規定によりその実績を報告します。

記

1 事業の内容

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) 発電システムの設置場所 | 申請者住所と同じ |
| (2) 発電システムの内容その他 | 機器設置報告書(別紙5)のとおり
(平成__年__月__日) |

- | | |
|------------------|------------------------------|
| 2 事業(設置工事)の着手年月日 | 平成__年__月__日
(平成__年__月__日) |
|------------------|------------------------------|

事業(設置に伴う引き渡し)の完了年月日 平成__年__月__日

(注)申請内容を上段に()書き、実績を下段に記入する。

3 添付書類

- (1) 機器設置報告書(別紙5)
- (2) 機器納入証明書(別紙6)
- (3) 設置後の写真(別紙7)
- (4) 融資に関する証明書(別紙8)

補助金額確定通知書

大気第 号
平成 年 月 日

(補助事業者名) 様

兵庫県知事 井戸敏三 印

平成19年度住宅用太陽光発電資金補助事業補助金として、下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

1 確定額 金 円

補助金請求書

金_____円也

ただし、平成19年度住宅用太陽光発電資金補助事業補助金

補助金交付決定額	円(概算払のとき)
補助金確定額	円(精算払のとき)
既受領額	円
今回請求額	円

<根拠> 補助金交付決定通知 (第____号) (概算払のとき)
 (平成____年____月____日)

 補助金交付決定変更通知 (第____号) (概算払のとき)
 (平成____年____月____日)

 補助金確定通知 (第____号) (精算払のとき)
 (平成____年____月____日)

上記のとおり、補助金を精算払いによって交付されたく、平成19年度補助金交付要綱第14条第1項の規定により請求します。

平成____年____月____日

兵庫県知事様

(申請者)住所_____

氏名_____印

機 器 設 置 計 画 書

(兵庫県住宅用太陽光発電資金補助事業用)

兵 庫 県 知 事 様

(申請者) 氏名 _____

下記計画のとおり自宅に太陽光発電システムを設置することを届け出ます。

記

1 発電システム設置事業の計画内容

項 目	記 入 欄	注 意 点
(1) 設置予定の住宅 の建物所有者氏名		<u>設置する住宅が申請者の所有でない場合、建物所有者の設置承諾書(別紙4)を提出してください。</u> 申請者が共有の持分を有している場合、建物所有者の設置承諾書は必要ありません。
(2) 設置予定場所		(記入例 ... 屋根上)
(3) 太陽電池の 最大出力予定値	____. ____ kW	2 (2)の値を記載(1kW未満は不可) 小数点2桁未満を四捨五入
(4) 設置工事費予定額	円	3 (12)の合計額を記載 補助対象工事分のみが対象
(5) 融資等を受ける 予定額	円	1、 2 融資等はクレジット払いを含む。
(6) 補助対象額	円	(4)及び(5)の低い方の金額を記載
(7) 1kWあたりの補助 金額(上限2.5万円)	円	$(6) \div (3) \times 0.04375$ (1円未満切捨) 2.5万円以上の場合は25,000円と記入
(8) 補助金交付申請額 (上限10万円)	____, 0 0 0 円	$(7) \times (3)$ (千円未満切捨) 10万円以上の場合は100,000円と記入
(9) 融資等を受ける 金融機関等の名称		・ 金融機関等にはクレジット会社を含む。申請時点では契約は不要
(10) 予定の利息額 又は利率		・ 別紙添付による説明可 ・ 無利子は補助の対象外

- 1 発電システムも含めた住宅リフォーム等全体について融資を受ける場合は、融資の総額を記載してください。
- 2 補助対象となる設置工事費の全額について融資を受けていない場合、融資を受ける金額分だけが補助対象となります。

2 太陽光発電システムの設置予定内容

	対象システムの項目	内 容
(1)	太陽電池の製造者名	
(2)	太陽電池の公称最大出力と枚数、 最大出力（小数点2桁未満四捨五入） （最大出力1kw未満は補助対象外）	$W \times \text{枚} = \text{---} . \text{--} \text{ kW}$ $W \times \text{枚} = \text{---} . \text{--} \text{ kW}$ 合 計 $\text{---} . \text{--} \text{ kW}$

3 太陽光発電システムの工事費の内訳

	補助対象となる工事費の 内 訳 等 3	金額(見積書の内訳 書の添付でも可)	備 考
(1)	太陽電池モジュール		
(2)	架 台		
(3)	接続箱		
(4)	直流側開閉器		
(5)	インバーター 保護装置		
(6)	発生電力量計		
(7)	余剰電力販売用電力量計		
(8)	配線・配線器具の購入・据付		
(9)	工事に関する経費		
(10)	小 計		
(11)	消 費 税		
(12)	合 計		

- 3 上記の設備以外の設備（ソーラー給湯システム等）及び屋根の補修等、発電システム設置工事に直接関係しない経費は対象外。
また、竣工試験立会費、申請手続き費等の経費についても対象外。

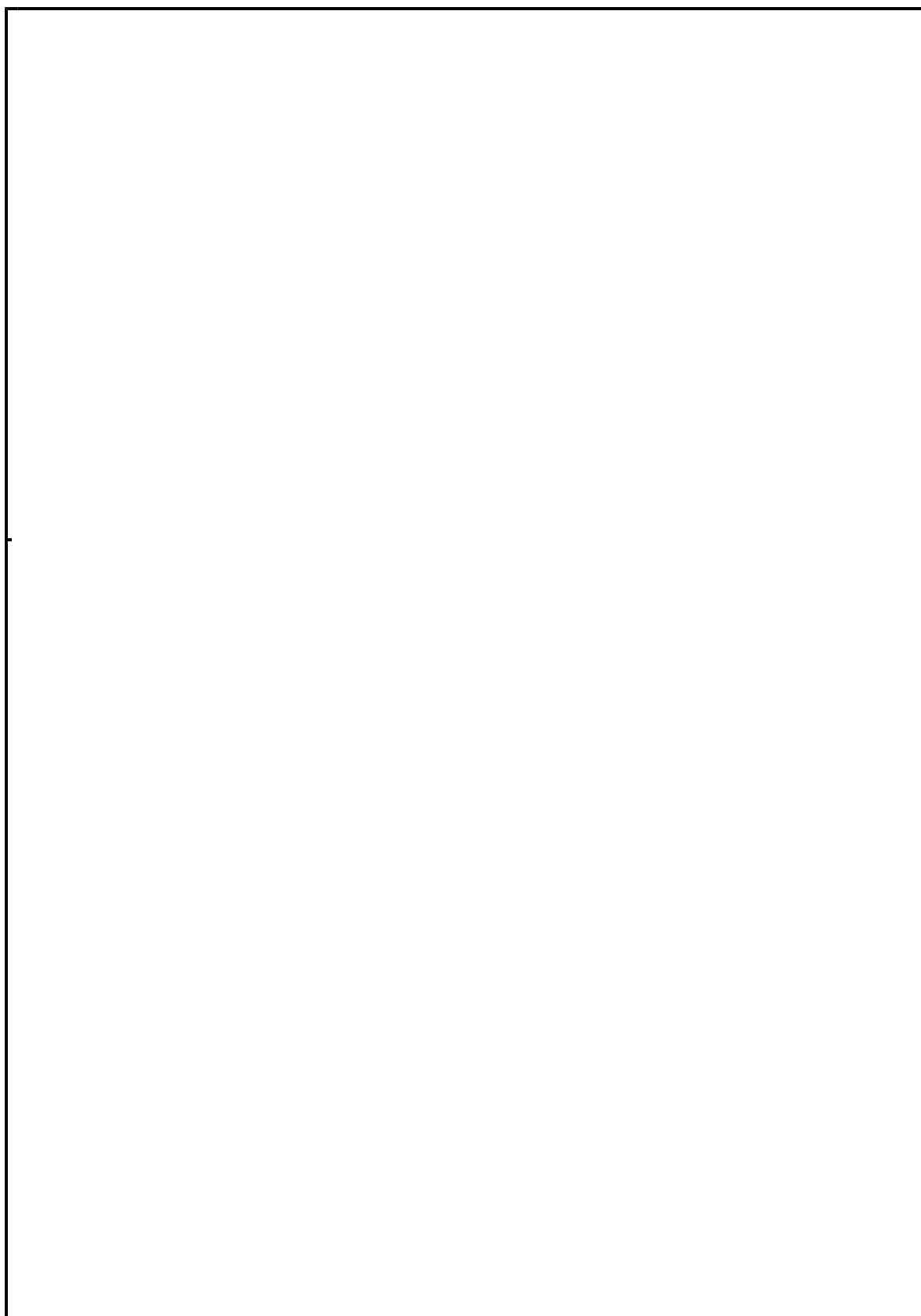
設 置 前 の 写 真

- 1 設置前の住宅全体が写っているもの（設置前の屋根等の状態がわかるように撮影）

- 2 設置予定場所（屋根等）が写っているもの（設置予定場所がわかるように撮影）

わかりにくい場合は、別角度の写真もあわせて裏面に添付してください。

住 宅 付 近 の 案 内 図



なるべく住宅地図を利用してください。
(スペースが足りない場合は別紙や裏面使用可。)
公共施設、商店等、目印になる施設も案内図に書き込んでください。

建物所有者の設置承諾書

(兵庫県住宅用太陽光発電資金補助事業用)

兵庫県知事様

下記賃借人に賃貸している家屋に賃借人が自らの負担及び兵庫県の補助金により住宅用太陽光発電設備を設置することを承諾します。

記

- 1 賃借人の氏名
- 2 賃借させている物件の所在
- 3 物件の種類

戸建住宅・集合住宅(どちらかを で囲んでください)

平成____年____月____日

(賃貸人) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(実印)

電話番号() -

(法人の場合、担当者名_____)

実印で押印してください。

機 器 設 置 報 告 書

(兵庫県住宅用太陽光発電資金補助事業用)

兵 庫 県 知 事 様

(申請者) 氏名 _____

下記のとおり自宅に太陽光発電システムを設置したことを報告します。

記

1 事業の実施状況

項 目	記 入 欄	注 意 点
(1) 発電システムの設置場所		(記入例 ... 屋根上)
(2) 太陽電池の最大出力値	____. ____ kW	機器納入証明書(別紙6)の値を記載 小数点2桁未満を四捨五入
(3) 設置工事費額	円	機器納入証明書(別紙6)の値を記載 補助対象工事分のみが対象
(4) 融資等を受けた額	円	1、 2
(5) 補助対象額	円	(3)及び(4)の低い方の金額を記載
(6) 1kwあたりの補助金額(上限2.5万円)	円	$(5) \div (2) \times 0.04375$ (1円未満切捨) 2.5万円以上の場合は25,000円と記入
(7) 補助金交付請求額(上限10万円)	_____, 0 0 0 円	$(6) \times (2)$ (千円未満切捨) 10万円以上の場合は100,000円と記入。 ・ $(6) \times (2) >$ 交付決定通知の額の場合 交付決定通知の額を記入。 ・ $(6) \times (2) <$ 交付決定通知の額の場合 $(6) \times (2)$ の額を記入。
(8) 融資等を受けた金融機関等の名称	融資に関する証明書(別紙8)のとおり。	融資等にはクレジット払い、金融機関等にはクレジット会社を含む。
(9) 利息額又は利率		無利子は補助の対象外

- 1 発電システムも含めた住宅リフォーム等全体について融資を受けた場合は、融資の総額を記載してください。
- 2 補助対象となる設置工事費の全額について融資を受けていない場合、融資を受けている金額分だけが補助対象となります。

機器納入証明書

(兵庫県住宅用太陽光発電資金補助事業用)

兵庫県知事 様

下記のとおり住宅用太陽光発電システムを納入し、据付工事を完了したことを証明します。

記

- 1 納入の相手 住所
氏名
- 2 引き渡し日 平成 年 月 日

3 太陽光発電システムの設置内容

	対象システムの項目	内 容
(1)	太陽電池モジュールの形式名	
(2)	太陽電池の製造者名	
(3)	太陽電池の公称最大出力と枚数、最大出力 (最大出力は小数点2桁未満四捨五入)	$W \times \quad \text{枚} = \quad \text{.} \quad \text{.} \quad \text{kW}$ $W \times \quad \text{枚} = \quad \text{.} \quad \text{.} \quad \text{kW}$ 合 計 $\quad \text{.} \quad \text{.} \quad \text{kW}$

4 太陽光発電システムの工事費の内訳

	補助対象となる工事費の内訳等	金 額	備 考
(1)	太陽電池モジュール		
(2)	架 台		
(3)	接続箱		
(4)	直流側開閉器		
(5)	インバーター保護装置		
(6)	発生電力量計		
(7)	余剰電力販売用電力量計		
(8)	配線・配線器具の購入・据付		
(9)	工事に関する経費		
(10)	小 計		
(11)	消費 税		
(12)	合 計		

見積書の内訳書の添付は不可です。

平成 年 月 日

(納入設置業者) 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () - 担当者名 _____
 ファックス番号 () - _____

設置後の写真

1 設置後の住宅全体と太陽電池モジュールが写っているもの（遠景）

2 太陽電池モジュールの枚数がわかるように写っているもの（近景）

太陽電池モジュールの枚数が1枚で確認できない場合は、角度を変えた写真も裏面に添付するか、枚数がわかる図面を添付してください。

融資に関する証明書

(兵庫県住宅用太陽光発電資金補助事業用)

兵庫県知事 様

下記のとおり貸主は借主に対して金銭貸借契約(クレジット契約を含む。以下同じ。)を締結し融資(クレジットによる支払を含む。以下同じ。)を行っていることを証明いたします。

なお、貸主は、兵庫県の指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関、住宅金融公庫、兵庫県警察信用組合、神戸市職員信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、郵便局、社団法人日本クレジット産業協会会員であるクレジット会社、社団法人生命保険協会の加盟会社である生命保険会社、又は社団法人日本損害保険協会会員である損害保険会社です。

記

- 1 契約の相手方 (借主) 住所 氏名
- 2 契約日 平成 年 月 日
- 3 貸借目的 借主が既築住宅に太陽光発電設備を設置するため(住宅リフォーム工事の一部である場合も含む。)
- 4 貸借条件 期 間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
融資金額 ¥
融資条件

利息額又は利率等を記載してください(無利子は補助の対象外です。)

平成 年 月 日

(貸主) 主たる事務所の所在地

法人並びに支店・営業所等の名称及び
支店・営業所等の代表者の氏名

(連絡先) 担当する部署(課・係等)

名 称 _____

電話番号() - (担当者名 _____)

(注) 上記金融機関等以外からの融資は補助の対象外となります。

債権者登録書(新規・変更)

(フリガナ) 住所(所在地)			
(フリガナ) 屋号・氏名又は法人名			
郵便番号	-	電話番号(代表)	-
支払方法 [該当を で囲む]	2 口座振替払(口座振込) 3 隔地払(送金通知書) 4 隔地払(郵便振替払出証書)		
(フリガナ) 金融機関名 (払渡店)	銀行 (金庫)		支店
預金種別 [該当を で囲む]	1 普通・総合 2 当座 4 貯蓄 9 その他()		支払方法が「2又は3」の場合記入 [注意事項5]
金融機関・支店番号	口座番号	支払方法が「2」 の場合記入	
(フリガナ) 口座名義人			
(フリガナ) 前金払専用 金融機関名(別口) [公共工事]	銀行 (金庫)		支店
備考			
上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。			
年 月 日 兵庫県あて 住所(所在地) 氏名又は法人名等 代表者の職氏名印			
印			

(注意事項)

- この債権者登録書に記入された情報は、兵庫県財務会計システムに登録して利用されます。
皆様に、より迅速かつ正確に支払が行えるよう、県(各部局、かい)に対する債権者(予定者)として必要事項をあらかじめ登録していただくものです。
- 登録は、御本人から抹消の申出がある場合のほか、利用実態が2年間ない場合には、年度末に自動的に削除されます。
- 原則的に電話番号(代表)が債権者コードとして登録されますので、県に見積書、請求書等を提出される場合は、電話番号(代表)を記入していただくようお願いします。
- 登録内容に変更が生じた場合は、必ず登録書(変更)を提出してください。
金融機関の合併、支店の統廃合等により、口座に関して変更が生じたときも、口座振替(振込)不能となりますので注意してください。
- 支払方法が「3 隔地払(送金通知書)」の場合は、三井住友銀行の全国の本支店、但馬銀行の県内本支店又はみなと銀行の県内本支店において受取(払渡)となりますので、金融機関名として、うちいずれか1行を記入(支店名は不要)してください。